

制限荷重の標示に関する事項

改正規則

揚貨設備規則

改正事項

制限荷重の標示に関する事項

改正理由

現行の揚貨設備規則においては、ILO 152 号条約第二十七条に基づき、揚貨装置及び荷役用ランプウェイにあって、安全に使用することができる最大の荷の質量として、制限荷重を標示する旨規定している。このうち弊会独自の要件として、制限荷重は見やすい位置にペイント等で標示しなければならない旨規定されていた。

当該要件は、制限荷重を恒久的に標示することを目的として規定していたが、ペイントのみの標示にあっては、経年劣化等により文字の消失が懸念されることから、ペイントの標示に加え溶接ビードを施した標示等の恒久的な標示がより適切であると考えられる。

また、本会にて、標示方法に関する実情調査を行った結果、ペイントの標示に加え溶接ビードを施した標示が一般的であることも確認されたことから、制限荷重の標示に関する規定を改めた。

改正内容

制限荷重の標示にあっては、溶接ビード及びペイント又は本会がこれと同等と認める方法で標示する旨規定した。

改正条項

揚貨設備規則 9.3.1